

勞務

成長のための企業法務

第59回

降格には「懲戒処分による降格」と「人事権行使としての降格」の2種類があります。

2種類の降格

Q 当社では管理能
力に問題のある部長が
います。懲戒事由に該
当する非違行為はあり
ませんが、思い切って
課長に降格するつもり
です。課長に降格する
と役職手当が減り結果
的に給料も減額になる
のですが、このようだ
処分をしても問題ない
のでしょうか。注意点
があれば教えてください。

(2) 人事権行使としての降格

人事権行使としての降格は、能力不足、経験不足等により役職への適性が弁明の機会を付与することといった点が挙げられます。

(1) 就業規則に降格の場合
は以下のとおりです。
の規定があること。
適所への人員の配置は
高度な経営判断を伴う事
柄なので企業の広範な裁
量が認められます。その
ため、懲戒処分による降

(3)人事異動の理由に合理性があること

人事異動の理由は合理的なものでなければなりません。例えば「職務遂行能力が不足している」「リーダーシップが足り

は問題は生じづらいのですが、職位の変更に伴い賃金が減額になる場合は慎重な検討が必要です。「役職手当」や「職務手当」の減額は認められやすいと思いますが、「基本給」の減額は慎重

という理由付けでは不十分です。具体的に、どのような場面における職務について、どのよくなな能力が不足していたのかを記録に残したうえで、具体的に判断する必要があります。職務上左要があります。

作必えのうる、十

Q 当社では、管理能
力に問題のある部長が
います。懲戒事由に該
当する非違行為はあり
ませんが、思い切って
課長に降格するつもり
です。課長に降格する
と役職手当が減り結果
的に給料も減額になる
のですが、このような
処分をしても問題ない
のでしょうか。注意点
があれば教えてください。

刻、その他企業秩序を乱
すような非違行為によっ
て企業に不利益を与えた
制裁として行われるもの
です。いわゆる懲戒処分
にあたりますので、懲戒
権の濫用にならないよう
にしなければなりません
(労働契約法15条)。
具体的な注意点として
は、①就業規則の規定に
従つて行うこと、②対象
者に就業規則で定める懲
戒事由に該当する非違行

的には「解任」「降職」「解職」があります。人事権の行使としての降格には企業の裁量が認められます。が、人事権を濫用することは許されません（労働契約法第3条第1項）。降格処分の目的や方法が社会通念上、著しく妥当性によって判断されるか否かによって有効性が判断されます。

解職する」ことがある」といった内容の規定を設けておいた方が無難です。また、職位の異動により手当や基本給の減額が生じる場合も想定されるので、「基本給又は手当が減額される場合がある」と旨も就業規則に規定しておいた方が無難です。

「退職を促すために」「やめさせたいから」などの理由で行われると人事権の濫用として違法になります。

(4) 異動内容が必要かつ相当な範囲内であること

程度問題はあります
が、人事異動の内容は必要かつ相当な範囲内のものでなければなりません。

具体的な手続と留意点

具体的な手続を進める際には、以下の点に留意してください。

(1) 事実関係の確認と資料の確保

人事権行使としての権限分を判断するに至った事実経緯を確認し、拠資料とともに記録に残しておくる必要がありまます。例えば「職務遂行能力が不足している」とい

(2) 弁明・改善の機会の与えます。を記録に残すことになります。

格とは異なり、人事権行使としての降格は、就業規則に規定されていなく、ても実施できます。もともと、トラブル防止の観点から就業規則にも「当社は従業員に対し、業務上の必要がある場合に

ントができる「ない」「部のマネジメントができない」、「コミュニケーションがとれていない」などはよく聞きます。これらの理由であれば合理性があると判断されますが、「言うことを見かないから」

に検討する必要がありま
す。他方で、降格とい
つとも、実際の職務内容
に変更がなく、給与の額
だけが減額されるようだ
けースでは、実質的には
「減給の制裁」として効
果を発揮するに違ひない

成する書類の作成ミスが多いため、メールの送り間違いな
い場合は物証がある場合はわからず、物証がわからず、物証
やすいのですが、物証を取らなければいけない、又は珍しい場合
が多いと思います。この場合には上司や部下、同僚などからのヒアリング

(3) 対象者への通知

札幌市中央区大通西
11の4の22 第2大通
藤井ビル8F 電話0
11-210-750